令和５年度　坂井市商工会商業部会　販路開拓事業

新聞折込み、パンフレット作成・配布、DM発送、冊子掲載など

広告宣伝等に係る経費の一部を助成します。

|  |
| --- |
| **広告宣伝等支援助成金** |

商業部会では、広く消費者に自社の商品・サービスを周知する取り組みに伴う経費の一部を助成することで、前向きな経営に取組む部会員事業所の販路開拓を支援します。

**○助成対象事業所**

坂井市商工会商業部会　部会員事業所

**○対象となる活動**

新たなターゲット（市場や客層等）に対して、自社の商品・サービスの販路開拓のために、広告宣伝または販売促進を図る取組み。

**○助成対象期間**

令和５年４月１日から令和６年２月２９日まで

期間内に広告宣伝等および経費の支出を完了したものが対象となります。

※ 予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

**○対象となる経費**

自社の商品・サービスの広告等を目的とした広告物の作成・配布または広報媒体等を活用するために支払われる経費（詳細は商工会にお問い合わせ下さい）。

※原則として、坂井市内で調達できるものは市内事業者を利用すること。

**○助成金額等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助率 | 助成対象経費の２/３以内（千円未満切り捨て） | |
| 補助額 | 一　般　型※ | ３万円を限度 |
| グーペ連携型 | ５万円を限度（１事業者１回のみ）  商工会会員向け無料HP(グーペ)を有する、もしくは新たに作成し、当該HPと他広告体と連携させて広告等を実施する取組み |

※ 再申請は前回申請日から１年以上を経過し、且つ、同様の取組みでないことを条件とします。

**○必要書類**

① 助成金交付申請書（商工会にお問い合わせ下さい）

② 広告等を行った広告物現物または広報媒体が分かるものの写し

③ 請求書等（明細及び単価、数量等が明確なもの）及び支払いが確認できる書類の写し

④ 振込先口座の預金通帳の表紙および見開きの写し

**問合せ先　　坂井市商工会　　　坂井本所　66-3324　　三国支所　82-5055**

**丸岡支所　66-6555　　春江支所　51-2211**